

平成 2 0 年 6 月 3 日

平成 2 0 年第 2 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成20年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

平成20年6月3日(火)午前10時01分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 6 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 瀧 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	企 画 部 企 画 人 事 課 長 保 井 太 郎
住 民 部 保 険 年 金 課 長 古 橋 重 和	住 民 部 住 民 生 活 課 長 谷 下 芳 文

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理
兼 議会係長 竹 下 雅 樹

会 期

平成20年6月3日から20日(18日間)

会議録署名議員

15番 竹 内 邦 博

1番 川 端 啓 子

議事日程

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 一般質問

(午前10時01分 開会)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時1分でございます。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。15番竹内邦博君、1番川端啓子君、以上の2名の方をお願いします。

谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月3日から20日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月3日から20日までの18日間と決定しました。

谷本 貢議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ピワの実が徐々に黄金色に色づいてまいりました。きっとピワの実の中では、渋み、酸っぱみから甘みへと、見えないところで変化が起きているのでしょう。岬町もなかなか成果として見

えにくいところはありませんが、確実によい方向に向かっていることと存じます。職員一同、ますますの行財政改革に努めてまいります。

また、橋下知事の改革プランが今月5日に最終案として提示される予定となっております。提示後速やかに分析作業を行い、本会期中には議員各位に何らかの形でご提示させていただきたいと思っております。そして、本町の住民のみならず、府民に過重の負担が押しつけられないよう、ともに知恵を絞り、行動してまいりたいと思っておりますので、議会の皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本定例会にご提案申し上げます議案等でございますが、専決処分の承認を求める件といたしまして、平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1次)の件外1件、平成20年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件外補正予算4件、新たに生じた土地の確認の件外事件案件3件、岬町立集会所条例の一部を改正する件外条例の一部改正3件、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件外人事案件2件、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件1件でございます。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

谷本 貢議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、鍛冶末雄君。

鍛冶末雄議員 議長の許可を得ましたので、防災について質問いたします。

質問するに当たり、被災国ミャンマーと中華人民共和国に哀悼の意をあらわす次第です。

まず1点、公共施設の耐震について。

ミャンマーを襲った大型サイクロンによる痛ましい犠牲者13万4,000人と5月20日に報道され、救援活動もはかどらないうちに、このたびは中国四川省大地震が5月12日発生、マグニチュード8の大地震により建物、道路、山の崩壊など、土砂崩れにより川がせきとめられ、危険なダム状態になり、決壊の心配が大であります。5月22日の報道では、死者は既に4万人を超し、行方不明者は3万人以上となっている。最も痛ましい報道は、就学中の校舎が崩壊し、多くの学童、学生が瓦れきの下敷きとなる犠牲者が多く続出したことです。

ここ30年から50年のうち必ず発生する東南海・南海地震を抱えている岬町においても、あすは我が身かと思うと、一日も早く校舎の耐震補強が急がれます。防災関連の質問は、このたびで6度目となりますが、平成18年3月、質問いたしました耐震対策では、各小学校、幼稚園、各保育所、岬町本庁舎、淡輪公民館、岬町立体育館、文化センター、青少年センターなどの公共施設の耐震について質問をさせていただいた結果、10項目にわたり回答をいただきました。

10項目めの最後では、今後は4月の機構改革による組織体制の見直しと、国・府からの各種補助制度を活用し、必要な予算の確保を図るとともに、老朽化する公共施設に優先順位を設け、耐震対策について再検討してまいりたいと考えていますとのことでしたが、現状を確認しますと、避難先となる深日体育館が平成17年から19年、多奈川体育館が平成20年から22年、淡輪体育館が平成23年から25年という計画どおり、現在進められているように思われます。肝心の各小学校の教室の耐震は、現状、手がつけられない状況ですが、いつまでにどう段取り、予算も含めて対応していくのか。また、他の施設、幼稚園、保育所、岬町本庁舎、淡輪公民館、文化センター、町立体育館も回答いただきたいと思います。

2点目、防災教育の取り組みについて。

防災は、国を挙げて取り組むべき課題であり、防災教育はその根幹を担うものである。文部科学省では、国の学習指導要領に次のような注文をつけた。計画的・体系的な指導が行われていない、防災教育の位置づけを明確に、教育基準を示す指導要領に防災の視点が欠けていると指摘されている。5年後には、中学3年生の多くの人が二十になり、小学6年生も10代半ばを過ぎる。家族を守り、地域を守る世代に育つ人材となります。現在、各防災訓練は実施されていると思いますが、岬町独自の防災教育をぜひ実施されたいと思いますが、いかがですか。

3点目、災害時における要援護者支援対策。

平成16年3月に、災害連絡支援復旧対策を一覧表にして一般質問いたしました。内容は、大災害が発生したとき、地域別・自治区別世帯数、町職員数を把握し、消防団、婦人防火クラブの作業手順、医療機関への対応、避難場所、飲料水、非常食、毛布、建設業者・各種整備業者等関係者が集まり、年1回の連絡調整会議を実施するとのことでした。岬町には、岬町地域防災計画（平成17年修正分）があり、あらゆる災害に対する計画がA4のサイズで330ページにわたり整備されていますが、大災害が発生した場合の対応策は、町長が本部長となり、部課長が各専門別に担当し、被害状況の把握から連絡、報告、各対策を推進する手順ですが、もっと身近なことが抜けている点があると思います。

平成20年6月3日現在では、既に実施、契約提携済みですが、1点目が、平成16年12月

実施されました津波時避難案内図の看板7カ所は、これ設置済みです。2つ目の17年4月実施の岬町防災マップ保存版各戸配布、これも実施されました。平成18年8月締結されました岬建設協同組合との災害復旧応援協定、これも協定が締結されております。平成19年6月には、岬町商工会と、災害時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定書などが順次実施されております。

以上の4件であり、あと1件は、岬町福祉部で指導されている(仮称)災害時要援護者支援モデル事業について、淡輪1区で既に取り組んでおられます。内容は、ご存じと思いますが、地震や台風などの大規模な災害が発生した場合に、自力で避難することが困難な障害者、要援護高齢者等の安否確認名簿マップの作成を行い、大災害時に安否確認し、支援する場合の資料とするためのもので、事前に登録申し込みを受け、名簿を作成、申込者同意の上で、災害時、関係機関に提出し、いざという場合に備えようとするものです。淡輪14区でもう既に調査が行われ、昨年8月、同様の障害者・要援護高齢者支援資料が約300世帯に配布され、186世帯の方から回答があり、災害時に安否確認を含めて何らかの支援を希望する家庭は77世帯あると聞き及んでおります。ここまで町の福祉部主導で、上記のような情報が集まってくれば、あとどのようにして避難場所まで誘導するか、危機管理課で最後の詰めをまとめていただきたい。

その3件でございます。よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 鍛冶議員の質問にお答えいたします。

私の方から、ご質問の1点目と3点目について、まずお答えさせてもらい、2点目については教育委員会よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の公共施設の耐震計画についてでございますが、本町では、阪神・淡路大震災を契機に、地震から建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、住民の皆様の身体・生命・財産を保護する目的を持って、平成9年9月に岬町既存建築物耐震改修促進実施計画を策定し、本町域における既存建築物の耐震向上を定めておりましたが、平成17年に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、平成19年4月に施行されました。このため大阪府におきましては、住宅・建築物耐震10カ年戦略プランを定められ、新たな地震被害想定の見直し等を図られました。本町におきましては、本年3月に、大阪府、国との整合性を図り、岬町耐震改修促進計画を策定しております。

その内容は、近い将来、高い確率で発生が危惧されております東南海・南海地震を対象に、震災被害を今後10年間で半減させることを目標としております。また、目標達成に必要な住

宅及び特定建築物の耐震化率の目標を9割と制定し、大阪府及び建築関係団体等と連携し、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んでいるところでございます。

その取り組みといたしまして、非常に厳しい財政状況下の中、災害時での避難施設である各学校の体育館などを優先的に整備を進めており、まず平成19年度には、深日小学校体育館の耐震補強が完了し、今年度においては、多奈川小学校体育館の耐震診断、平成21年度実施設計、平成22年度には耐震改修に取り組む予定でございます。

議員ご指摘のとおり、災害はいつ発生するかわからない状況ではありますが、すべての施設を早急に耐震改修するには、現状の町財政状況からすれば非常に厳しく、町単独での事業が困難であり、大阪府、国との連携が必要不可欠であります。

そういった中、大阪府においても財政再建プログラムに関する議論が行われているところであり、現在、国においても、公共施設の耐震改修問題での国庫補助率の見直し等が、現在検討されていると聞き及んでおります。

今後は耐震改修に必要な大阪府の状況、国庫補助金などの動向を見きわめながら財源確保に努め、公共施設の耐震対策に取り組んでまいりたいというように考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

3点目の高齢者、障害者、乳幼児、子供など、災害弱者への支援対策についてでございますが、災害から身を守るためには、住民一人一人が防災意識を高めていただき、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には地域ぐるみで対処する必要がございます。災害から自分の身は自分で守り、お互いに助け合う、自助、共助という心がけが必要であります。それぞれの役割が必要不可欠でございます。

平成17年度より各自治区及び自主防災組織、警察、消防といった関係機関が連携を密にし、訓練を実施しているところでございますが、災害弱者に対して、迅速、確実な情報の発令、避難勧告等の伝達体制の整備を図る必要がございます。そのためには、常日ごろから災害弱者、すなわち要援護者の個人情報を行行政、民生・児童委員、消防、警察等関係機関が情報を共有する必要がございますが、現在、プライバシー保護の観点から整備されていないのが現状でございますが、現在、福祉部で災害時要援護者支援モデル事業として、淡輪地区で支援者と要援護者関係づくりの観点から、自治区、民生委員、長生会が主導となって、現在取り組んでおられます。

今後は、その結果等を検証し、町全体的な動きとして、災害弱者の意見も踏まえつつ、関係部局、関係機関などと連携し、災害弱者の避難誘導が円滑に実践されるための方策などを検討し、災害弱者も参加し、実態に即した避難訓練が実施できる対策を講じていく必要がございます。ま

た、災害弱者の情報の取り扱いについても、個人の生活と安全に関する重要な個人情報となり、その取り扱い及び活用のあり方につきましては、他の自治体等の事例も参考にしながら、慎重に対処し、住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 鍛冶議員の防災教育の取り組みについて、お答えいたします。

子供たちが生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための資質や能力を育て、心身ともに調和のとれた発達を図ることは、学校教育の重要な目標の1つです。

災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を初め、平成15年9月の十勝沖地震、平成16年10月には新潟県中越地震など、たくさんの方々の生命が失われました。

大阪府教育委員会では、阪神・淡路大震災を教訓とし、平成8年3月に、学校における防災教育の手引きを発行しました。その後も、東南海・南海地震や上町断層帯による直下型地震の発生と、それに伴う津波による被害等が懸念され、総合的な防災教育を講じることや、児童・生徒に防災教育に必要性が高まっているところです。

本町の小・中学校におきましては、防災計画を立て、児童・生徒が日常生活における安全のために必要な事柄について理解を深め、生命及び身体の安全をいつも考えて行動する態度を養うとともに、その習慣化を図ることができるよう指導しているところでございます。毎年、災害に備えた避難訓練を実施し、沈着・迅速かつ統制のとれた行動を養うとともに、互いに協力し合うことの必要を理解させ、非常事態発生の場合に即応できる技能や態度を養っているところでございます。また、教職員も児童・生徒の生命や身体を守るとともに、被害を最小限に食い止められるよう、災害発生時における防災組織及び役割分担を決め、安全管理体制の整備を確立できるよう努力しているところでございます。

議員ご指摘のように、岬町独自の防災教育をということでございますが、昨年9月に東南海・南海地震発生時に津波の影響を受ける可能性のある地域を想定して、淡輪小学校におきまして、岸和田土木事務所職員及び岬町の危機管理担当職員の皆さんが、防災出前講座を行ってくれました。講座内容は、防災クイズ、防災ビデオ「津波博士」や紙芝居「いなむらの火を消すな」、ハザードマップの見方、災害時の避難場所の確認、非常食試食など、児童にわかりやすく指導をしていただき、地震や津波について理解を深めることができました。

今後もこのような体験活動を取り入れた防災学習を実施したり、教職員を対象とした防災教育

指導者研修会を開催したりするなど、防災教育の一層の充実に取り組んでまいりたいと思います。

谷本 貢議長 鍛治末雄君。

鍛治末雄議員 まず、1点目の学校の施設の耐震ですけども、厳しい財政状況の中、早期にはできないと思うんですけども。以前からいろいろ話は出てますけども、トータル予算で、これは今、超概算でないとできないと思うんですけども、今現在残っています多奈川の体育館、皆さん避難するところですね、それと、あと、各淡輪、深日、多奈川小学校の教室等、まずそれだけ絞りますとすれば、概算でどれぐらいのお金が必要となるんか、それをつかんだ上で、また、町長も今後の町政の充実いうんか、町内の安全・安心のためにも、いろいろと考慮されると思いますんで、超概算で結構ですから、お示しもらいたいと思います。

次が、教育の方ですけども、いろいろ伺いまして、防災訓練と、あと、そういう時期において、ビデオとか紙芝居とかいろいろやっておられますけども、いつも不安になるんですけども、私はそうですけども、防災マップ、各戸配布されましたね。あれが果たしてどこまで生かされているか。配布すれば、町としては、一応よく検討しなさいよということでやってますけども、何らかのときに岬だよりにでも載つけて、また、教室のどっかに張って、また、それを常日ごろから、学童さんが目を通すということですね。

それと、もう1点が、330ページにわたる岬町の防災計画の中にも防災教育がありますので、いろいろあると思いますけども、年間でそう大した時間は取られないと思いますけども。1点だけ聞きたいんですけども、そういうことで防災訓練されてますけども、大体1年間で何年生から何年生まで、概算の教育時間だけでも、訓練もあわせて、ちょっと教えてもらいたいと思います。

3点目の非常時の要援護者支援の件ですけども、今、福祉部の方からの支援者の安否を気遣うという点で、個人情報もいろいろ絡んでおりますけども、一応出された方は、いざというときにはお願いしますということですけども、いろいろ述べてもらいましたけど、実際に手を汚すのは、町の方ではいろいろと指導したり、また、区長さん、民生委員さん、長生会の方、いろいろされますけども、実際にそういうときに動き回るのは、元気な健常者の方のボランティアをお願いせなあかんと思うんですよ。そういう点についての協力の要請を具体的に、各自治区で総会とか、また班長会でやってますんで、それにひっかけて、大変ですけども、危機管理課の方で指導するとかというようなこと、その点について、もう一度、再度質問します。

以上です。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 鍛治議員の再質問にお答えいたします。

学校教育課が管理する各学校施設の棟数は、全部で19棟ございまして、そのうち昭和57年以降に建築された岬中学校の8棟は設計上の問題はなく、昭和56年以前に建築された残り11棟の耐震補強が必要となります。そのうち深日小学校体育館は、平成19年度に耐震補強工事を完了しました。

今後の校舎の耐震改修費用につきましては、文部科学省からの通知で、平成20年度、安全・安心な学校づくり交付金の一般補強単価をもとに、各小学校の耐震補強費用を概算しますと、淡輪小学校は約2億4,000万円、深日小学校は約1億8,000万円、多奈川小学校は約1億9,000万円となります。この費用には耐震2次診断及び耐震実施設計の費用を仮に含めておりますが、実際の診断設計を行ったわけではありませんので、これ以上の費用がかかることが予想されます。

また、改修工事の期間については、工事を実施する日が夏休みに限定されますので、1学校当たり、おおむね3年から4年の工事期間を要します。

続きまして、防災教育の分でございますが、防災マップの活用を図るということについては、今後とも、せっかく作成したマップでございますので、学校と協議しながら、どのような活用方法が適切かということを協議しまして、さらに防災マップの活用を図ってまいりたいと思います。

それから、年間の防災にかかわる指導時間数でございますが、小・中学校とも学期に1回、年3回実施しているというふうに聞いております。

以上です。

谷本 貢議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 鍛冶議員の再質問にお答えさせていただきます。

災害時での要援護者、先ほど申しましたように、お年寄りや乳幼児、障害者などに対する具体策でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、災害時要援護者への支援や協力は、とにかく行政だけでなく、鍛冶議員ご指摘の健常者の方はもちろんのこと、地域社会による組織的な体制づくりが必要であろうというふうに考えております。それぞれが互いに役割分担し、活動することが基本であり、お互いにコミュニケーションをとり、地域の住民としての連帯感や信頼関係を築いていくことが重要と認識しております。

今後は、それぞれの各自治区にあった初期活動、誘導方法、地域での協力体制、住民の意識啓発など、地域の実情に沿った内容を検討し、例えば避難、応急手当の方法など、いざというときに適切な活動が災害時要援護者自身並びに支援者が行えるように、防災訓練の実施や、自治区の集会時等において啓発活動を行い、防災能力の向上につなげ、要援護者に対する体制づくりに

積極的に取り組んでまいりたいというように考えております。ご理解をお願いいたします。

谷本 貢議長 鍛治末雄君。

鍛治末雄議員 まず、1点目の耐震補強の件ですけども、施行までの年数約10年、それと費用が8億何千万ということであります。先ほど総務部長が答えられました、国の方で補助というあれが出ておりますんで、そういう補助を利用しながら、できるだけ安く、早く実施していただきたいと要望しておきます。

2点目の学校教育の件はいろいろありますけども、岬町は消防団のまといも、もらっていますし、そういう岬町ですから、防災については、岬町が一番だと言えるぐらい、今後とも取り組んでもらいたいと思います。

3点目につきましては、あとは各自治区の方へも足を通わせて、各自治区の皆さん方に、いざというときの協力体制を直にまたお願いしたいと思います。

以上、要望で終わります。ありがとうございました。

谷本 貢議長 鍛治末雄君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問内容につきましては、さきに通告いたしました後期高齢者医療制度発足に伴う問題点の内容についてであります。

さて、国がさきほど公表した高齢社会白書によりますと、昨年10月1日現在における全国の65歳以上の高齢者は約2,746万人、総人口に定める高齢者の割合は21.5%で、人口、比率ともに過去最高を更新しています。

また、高齢者のうち65歳から74歳までの前期高齢者が1,476万人、75歳以上の後期高齢者は約1,270万人で、10年先の2017年には後期高齢者が前期高齢者を上回ると予測しています。そして、高齢化率は2055年には40.5%に達すると想定され、現在、現役世代3.3人で高齢者1人を支えていたのが、2055年には1.3人で1人を支えることになると予想しており、超高齢社会の到来をひしひしと感じているところであります。

さて、このような急速な高齢化に伴い、高齢者の医療費がますます増大する中、現役世代と高齢者世代との医療費に係る負担割合を明確にし、お年寄り一人一人が公平でわかりやすい制度にすると国が説明している中、後期高齢者医療制度が4月からスタートしました。しかし、この医療制度に対しては、なぜ75歳以上を後期高齢者として区切り、そして、この後期高齢者医療制度に加入させるのか。なぜお年寄りに不満の固まりと言っても過言ではない、不信感が高まる、

年金から保険料が強制的に差し引かれるのか。また、差し引かれる保険料の算定方式が複雑でわかりにくい。理解ができない。保険制度に一方的に強制加入させられた。テレビや新聞にも疑問や不満の声が多数寄せられ、その混乱ぶりを現実伝えているところでもあります。本町の担当窓口においても、後期高齢者医療制度だけではないと思いますが、多くのお年寄りが窓口に来られ、相当混乱が見受けられるように感じております。

こうした中で、現在までに寄せられている後期高齢者医療制度に係る問い合わせや苦情の件数と内容について、また、その問い合わせ、苦情が寄せられる要因について把握している内容をお聞かせ願いたいと思います。この1点目、よろしく頼みます。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは、後期高齢者医療制度のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

現行の老人保健制度を見直す後期高齢者医療制度は、高齢者の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、その医療費に係る現役世代と高齢者世代との負担割合の明確化及び高齢者お一人お一人が共通のルールで保険料を負担するなど、国民全体で支え合う仕組みとして創設されました。しかし、本年4月の制度発足前から、高齢者から多くの不満や疑問の声が、新聞、テレビで連日報道されているところでございます。この不満や疑問の声は、収束するどころか、広がる傾向を示しているところでございます。

こうした中、本町では新しい医療制度に移行する際には、必ず窓口での相談や問い合わせの件数が増加することが想定されておりまして、この混雑を極力抑制するためには、制度の概要を理解していただくことが先決であると考え、パンフレットによりまして、定期的に配布するとともに、被保険者が多く集まりますいきいきサロンでの出前講座を行うとともに、この医療制度の周知に努めてまいりました。

こうした取り組みの中、本年3月下旬に被保険者証の送付を行い、入院や転居をされた方々には再調査の上、すべての被保険者に対しまして、保険証を送付いたしております。また、4月上旬に行いました保険料額決定通知及び特別徴収開始通知書の送付に当たりましては、電算プログラムに一部ふぐあいがありましたけど、直ちに修正するなどの適切な対応をとってまいりました。こうしたことから、本町への問い合わせや窓口についても相当殺到することも想定されておりまして、1日約20件から30件程度でございまして、3月から4月にかけて、約250件程度となっているところでございます。

また、その問い合わせの内容につきましても、制度に対する苦情というよりは、制度の詳しい内容や仕組みを教えてもらいたい、保険料の算定方法を詳しく説明していただきたい、また、これまでどおり医療機関にかかることができるのかなど、制度内容の再確認などが多くあり、さらにこの制度発足後、約2週間程度で通常の窓口業務体制になるなど、短期間で落ちつきを取り戻しまして、大きなトラブルなく、制度が発足したと考えているところでございます。

なお、保険者であります大阪府後期高齢者医療広域連合の事務局に苦情件数などを問い合わせいたしましたところ、現在、問い合わせの件数につきましては、取りまとめを行っているところでございますけれども、この件数につきましては、本年3月から4月の約2カ月間で、約1万2,000件が寄せられたと聞いているところでございます。

次に、被保険者や住民の方々からの問い合わせや苦情が寄せられた要因等につきましては、新たな制度移行を見据え、約2年前から周知に努めてまいりましたが、その途中で保険料の軽減を図る暫定措置の導入やこの制度と他の医療制度との関係が複雑であり、特に保険料の軽減制度の適用などにつきましては、わかりにくいとの声がよく聞かれるところから、やはりこの制度の内容が十分に説明できなかったことが要因ではと考えているところでございます。

よって、今後、このような声を踏まえ、広域連合とも連携をとりまして、医療制度の仕組みや給付内容などを定期的に、またわかりやすく説明するなど、さらなる制度の周知を行いながら、円滑な制度運営に努める所存でございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 再質問させていただきます。

この後期高齢者医療制度が発足したことに伴う住民の皆様の問い合わせや苦情の内容は、わかりました。また、岬町では他の団体に比べ、問い合わせや苦情が少なかったことも大体わかりました。こうした状況になったのも、この制度の担当者がいろいろな機会をとらえ、説明を重ねた結果と思われませんが、ただ、私を初め多くの方は、正直に言って、この制度にはわかりにくい点があったのではないかと推察しております。

先ほど言いました、お年寄りの苦情や不満を解消するための、現在、政府・与党の間で保険料軽減の拡大や年金天引きの見直しなどが検討されております。私は、政府・与党がまとめる改善策は国民の声を的確に反映し、苦情や問題点などを極力解消するための見直し内容になることを願っております。

そこで、見直し案が決定した場合には、今回は周知不足が指摘されておりますので、今度はわかりやすく丁寧な内容で周知に努めていただくよう、今回の経過を踏まえ、町としてどのような

方法でこの見直し案をわかりやすく周知するのか、その方法や考え方について、再度お伺いいたします。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度の見直しを求めます国民の声にこたえるため、政府・与党などは見直し内容の精査を行っているところでございまして、連日、その内容が報道されているところでございます。

本町では、こうした見直し案が具体化し、法令改正の手續などをあわせまして、住民の皆様方に周知できる状況になりましたら、広域連合など関係機関などとも連携を図りながら、そして、この制度の対象がお年寄りの方々であるということを再認識いたしまして、易しい用語に置きかえを行うなど、また、一目でわかるグラフや図などを用いました資料など、さらなる創意工夫を加えた内容によりまして、継続的に周知活動を行いたいと考えておりまして、その医療制度の円滑な運営に努める方針でございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 的確な回答をいただき、ありがとうございます。お年寄りの皆様にわかりやすく説明されますようお願いいたしまして、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

谷本 貢議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。11時から再開いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時01分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。まちづくりの推進、健康教育、鳥獣被害対策、健康・福祉の4点についてさせていただきます。

最初に、まちづくりの推進についてですが、自治体や住民が選んだ政策メニューに対して、全国の団体、個人から寄附を募り、それを財源に政策を実行する、いわゆる寄附条例の導入が全国の自治体で進んでおります。寄附条例とは、自治体が、あらかじめ自然保護や福祉充実など、複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附してもらい、それを基金として積み立て、目標額に達したら事業化して、政策を実行するという取り組みです。

例えば、長野県泰阜村が、2004年6月に全国に先駆けて導入し、その後、各地に広がったと聞き及んでおります。例えば、泰阜村が制定したふるさと思いやり基金条例は、1.老朽化した学校、美術館の修復、2.在宅福祉サービスの維持向上、3.太陽光発電など自然エネルギーの活用、普及、この3つの事業を提示し、1口5,000円で寄附を募集しております。泰阜村では村外からの寄附も多く寄せられ、在宅福祉での目標額を達成したということから、障害者のための旅行事業を2年連続で実現し、一生旅行は無理とあきらめていた車いすの障害者たちの心のケアが促されたと大変喜ばれているそうです。

近くでは、和歌山県の湯浅町が条例制定されておりますし、また、大阪府池田市が3月議会で上程し、本年4月1日より施行されております。全国的にも財政難の打開、観光資源の活用などを目的に、かなりの市町村が導入されております。自治体にとっての実財源を確保すると同時に、住民参加型の施策推進を促す効果があると思います。当町においては、教育・福祉関係に指定された寄附をされる篤志な方が多々見受けられます。これをさらにインターネットなどで岬町をアピールし、全国から注目されるよう働きかけることも大事かと思えます。このまちづくり寄附条例を制定し、大きくまちづくりを推進することについての当町の見解をお尋ねいたします。

次に、健康教育についてですが、文部科学省が監修し、学校保健会が作成した学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、本年4月以降、全国の教育委員会、学校などに配布され、アレルギー疾患のある子どもたちを学校や園でどう支えるかという視点での取り組みを現場に促しております。この当ガイドラインは、文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が、平成19年4月、全国の公立の小学校、中学校、高校を対象として行った調査をもとに、学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受けて、同報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものであります。

アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって、治療やその後の生活が大きく左右されるなど、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質の格差を生んでおります。

また、医療の混乱につけ込んだ不適切な民間療法や、いわゆるアトピービジネスに取り込まれ

る人も後を絶たないといった危惧もあります。適切な治療につなげる連携体制の構築のためにも、学校、幼稚園、保育所などでの健康診断や学校を中心に、疾患を理解し、自己管理を可能にする健康教育の実施が必要と思われます。

また、さきの文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会の報告書によると、学校が各種の取り組みを行っていると感じた割合はかなり高いものの、実際にはアレルギー疾患で悩んでいるお子さんも、お母さんたちに聞くと、実際とは違う、こんなに対応してくれていないという声が多いのが現状であります。いかに立派なガイドラインができて、実際にそれが学校現場で実行されなければ意味がありません。

そこで、当町における具体的な取り組みについてお尋ねします。

まず、アレルギー疾患の有病率の実態はどうなっているのでしょうか。また、中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子どもたちはどれくらいいるのでしょうか。また、現在どのような対策を行っているのでしょうか。また、今後どのような対応を考えているのでしょうか。また、アナフィラキシーの救命現場に居合わせた教職員が、エピペン、アドレナリン自己注射なんですけれども、これについて、対応ができるよう体制がとられているのでしょうか、お尋ねします。

また、アレルギー疾患では、例えば、ぜんそくの児童が掃除を免除され、また、アトピー性皮膚炎の生徒の皮膚症状を汚いと言われ、また、食物アレルギーの子が、時にお弁当を持参するなど皆と違うことをするということが原因で、いじめにつながったりする場合がありますが、このアレルギー疾患を通し、病気を理解し、困っている友人を支える心を育てる、はぐくむ健康教育を行うことで、欠けがちな共感する心を育てることもつながっていくのではないかと思います。その点いかがでしょうか、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、鳥獣被害対策についてですが、野生鳥獣による農作物への被害を防ぐための鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が、昨年の臨時国会で成立し、本年2月から施行されております。各市町村では、農省が定める基本方針、基本指針に則して、被害防止計画を作成するとなっておりますが、当町は住民から農作物等の被害が甚大であると、常に窮状を訴えられておりますが、当町としては、これについてどのように取り組まれるか、お尋ねします。

次に、健康・福祉についてですが、オストメイト対応のトイレの設置についてお尋ねします。オストメイトは、治療などにより人工肛門や人工膀胱をつけた人のことを言います。この人工肛門、人工膀胱については外見からわかりませんが、おなかに便や尿の排せつ口があって、そこからパウチという袋に排せつされるのですが、便や尿意を感じたり、我慢するということができな

いため、場所や時間を考えて排せつができません。また、パウチを処理するときは、腹部につけたまま洗い流すため、床にひざをつけて出されなければなりません。時にパウチや手が汚れたときは、便器に手を入れ洗わなければならないというのが現状であります。

ふだん元気な方が、ある日突然、このような状況になったときには、本当に挫折感が大きく、外出も控えるようになり、社会人としての生活もやめてしまいたいと思うような気持ちになるそうです。でも、このようなつらさを乗り越え、社会生活を送る上で制約を受けることなく、外出も踏みとどまらなくてもいいように、行政としてできるだけサポートしなければいけないと思います。

当町でも、オストメイトの方がおられると思いますが、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。また、その方たちが、町内で行われる行事などにも気軽に参加できるよう、オストメイト対応のトイレの設置が大事だと思いますけども、それについてはどのように取り組まれているのか、また、今後どのように取り組んでいこうと思っているのか、今後の対応について、当町の見解をお尋ねいたします。

質問は以上であります。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 川端議員のご質問にお答えいたします。

現在、岬町におきましても、教育や福祉などへの指定寄附を初め、個人や団体からご寄附をいただいております。まちづくりに参加していただけるような寄附条例につきましては、平成20年度税制大綱にふるさと納税制度が盛り込まれましたので、この制度を生かした新しい寄附の制度を構築していきたいと考えております。

ふるさと納税制度の概要でございますが、この制度は、ふるさとに対し、岬町に貢献したい、応援したいという思いを実現する観点から、町などに寄附をした場合の寄附金の税制が見直されたものでございます。名称はふるさと納税制度と呼ばれておりますが、税金の納付制度ではなく、町に寄附をしていただくためのものでございます。

また、ふるさとという名称から、寄附はふるさとに対するものと思われがちでございますが、寄附金の寄附先はふるさとに限定されるものではございません。岬町を発展させたい、岬町を応援したいという寄附であれば、広く、どなたでも岬町に寄附をしていただくことが可能でございます。この寄附をしていただくことで、岬町のまちづくりに貢献することが可能でございますし、税の寄附金控除の対象にもなります。寄附金の5,000円を超える部分につきましては、住民税などから個人住民税の1割を上限に、全額税額を控除される仕組みとなっております。

本町は、ふるさと納税制度を活用しまして、新しい寄附制度を設けてまいりたいと考えております。全国から、岬町を発展させたい、岬町を応援したいという思いやまちづくりへの願いを広く寄附という形でお寄せいただくため、岬町への寄附をしてもらいやすく、さらにまちづくりに貢献し、税控除のメリットもある寄附制度をホームページ等で周知し、全国どなたからでも岬町に対して寄附をしていただけますよう取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いしたいと思います。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 川端議員の学校におけるアレルギー対策について、お答えします。

岬町の小・中学校では、学校安全保健計画を作成し、健康と安全についてよく考え、正しく判断し、行動する子どもの育成を目指して健康教育を進めております。自分の体や健康の状態が自覚でき、命のとうとさを自他ともに大切にできるよう、学校全体として取り組んでおります。

平成19年4月に文部科学省が発表したアレルギー疾患に関する調査研究報告書には、平成16年6月の時点で、公立の小・中・高等学校に所属する児童・生徒のアレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそく5.7%、アトピー性皮膚炎5.5%、アレルギー性鼻炎9.2%、食物アレルギー2.6%であることが示されています。

このような現状を受け、報告書では、アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校保健を考える上で、既に学校に、クラスに各種のアレルギー疾患の子どもたちが多数在籍しているということとを前提としなければならない状況になっているとの認識が示されました。

文部科学省は、平成20年4月25日、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを公表しました。すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境づくりを目指すことを目的としたものです。

アレルギー疾患のある児童・生徒の学校生活を安心・安全なものにするためには、学校と保護者の間で、正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を行うことが大前提であることが示されています。

本町の小・中学校におきましては、小学生のアレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそく3.7%、アトピー性皮膚炎2.1%、アレルギー性鼻炎3.0%、食物アレルギー2.0%、中学生のアレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそく7.7%、アトピー性皮膚炎4.0%、アレルギー性鼻炎1.4%、食物アレルギー6.3%、以上のような状況でございます。

アレルギーを持つ児童・生徒への対応は、体育、特に長距離走や調理実習、宿泊先での食事などで配慮を行ったりしています。また、学校給食では、卵アレルギーを持つ子どもへの対応とし

て、卵の除去食を提供したり、卵を使う献立について、保護者と個別に打ち合わせを行ったり、小学校の献立表に卵の使用状況についての情報を記載するなど、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

先ほど、議員ご指摘のアナフィラキシーによって、アドレナリン自己注射をする児童・生徒は、本町には現在のところおりませんが、アナフィラキシーというのは強いアレルギー反応が急激にあらわれて、すぐに対処しなければいけない状態でございますので、そのようなアナフィラキシーという非常に劇的な状況に至らなくとも、アレルギー疾患のある児童・生徒の中には、学校生活において、特に管理や配慮を必要とするというふうに考えられます。

学校が、このような児童・生徒に対して、緊急時の対応体制、個人情報の管理及び教職員の役割分担を行うなど、学校と保護者の間で正しい理解に基づいた円滑な意思疎通を行うことが大切であると考えております。

今後も子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために、学校全体としての取り組みを進めるための方策として、ガイドラインを活用してまいりたいと思います。

また、議員ご指摘のアレルギー疾患のある児童・生徒が、いじめに遭うというようなことがないよう、心をはぐくむ教育、共感する心を育てるといふ、本来、岬町の学校が大事にしております心を育てる教育を一層重要視してまいりたいと考えております。

以上です。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 川端議員の有害鳥獣の被害防止対策計画の策定について、お答えいたします。

現在、本町におきましては、農作物の鳥獣被害防止対策といたしまして、平成16年2月、岬町有害鳥獣対策協議会を設立し、以後、有害鳥獣の駆除を猟友会に委託するなど、被害の防止に努めているのは、議員ご案内のとおりでございます。

このたび議員お示しのとおり、鳥獣被害防止特別措置法の施行に伴い、被害の現状をよく把握できる市町村において、被害防止計画を策定することにより、施策を推進するための財政上の支援措置などが講じられることにつきましては、認識しているところでございます。

この財政上の支援措置につきましては、特別交付税制度の拡充などがございますが、現在、町が実施する被害対策に要する経費につきましては、効果額の検討を行いましたところ、特段の効果が得られないということが判明いたしました。現時点におきましては、被害防止計画の策定をこのため見合わせているところでございます。

しかしながら、鳥獣被害の防止につきましては、議員お示しのとおり、重要な施策であると認

識しているところでございまして、今後も制度の改定など、鳥獣被害に関する状況を見きわめながら、岬町有害鳥獣対策協議会のご協力を得ながら、被害防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 川端議員の4点目のオストメイト対応のトイレの設置について、お答えいたします。

オストメイト対応トイレとは、直腸や膀胱の内臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部への人工肛門や人工膀胱の排せつ口、これをストーマと言いますけれども、それを造設した人をオストメイトというふうに言います。このオストメイトの方は、括約筋がないために、便や尿意を感じたり我慢することができないため、便や尿をためておくための袋、これをパウチと言いますけれども、パウチを腹部に装着しています。このパウチにたまった排せつ物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、このときにパウチや腹部を洗浄する必要がある。そのためのトイレ、つまりシャワー付きの汚物流し、これをオストメイト対応トイレというふうに呼んでいるところであります。

まず、岬町の現状ですけれども、現在、住民の方で22名の方が腹部にストーマ、つまり排せつ口をつくられて、蓄便袋あるいは蓄尿袋を利用されているところであります。また、町内には、現在、オストメイト対応のトイレは、公共、民間を問わず、ありません。

次に、必要性ですけれども、このストーマは、通常はパウチをつけて、そのパウチについては、家で取りかえていくというのが普通ですけれども、外出をしている途中に、尿・便があふれたりして、緊急に取りかえが必要な場合がある。そういうことに対して不安になり、外に出ることに消極的になる方が多いということで、障害者の社会参加の視点から、駅とか公共施設に設備があれば大変助かるという話であります。

次に、このオストメイト対応トイレの整備のための費用ですけれども、整備補助金として、障害者自立支援法への円滑な移行のための緊急的な支援策であります障害者自立支援対策臨時特例基金、特別対策事業の中にオストメイト対応トイレの緊急整備事業費があり、工事費を除く、オストメイト対応トイレ器具に対して、上限50万円の補助が、平成18年度から20年度にかけて実施されているところであります。

しかし、これを設置するに当たりましては、トイレを改修する必要があります。このオストメイト対応トイレの設置のほかに、先ほど言いました温水シャワー、あるいは給配水管の整備が必要となり、器具1基当たりの価格と同等以上の工事費がかかることが予想されます。

次に、設置場所ですけれども、例えば、公共施設で比較的人が集まる場所、淡輪公民館を例にとりますと、現在、トイレが3カ所ありますけれども、いずれもこのオストメイト対応トイレを設置できるスペースがないということで、もし設置するとすれば、トイレの全面改修をしなければならぬ。それから、例えば役場のトイレですけれども、役場のトイレも昭和40年建設以来、洋式便器への取りかえ、水洗化あるいは洗面台の蛇口の一部自動化など、適時改善はしてきましたけれども、車いす対応は男子トイレしかなく、オストメイト対応にするには、別に車いすが使用可能なトイレブースをつくって、そこにオストメイト対応トイレを設置するという改修内容となります。

比較的整備が進んでいる車いすの障害者の方も利用できる広いトイレブースのあるピアッツァ5ですら、かなりの工事が必要になりますし、利用頻度がどうという問題もあるところであります。しかし、町内に1カ所もオストメイト対応トイレがないという状態も、町内の利用者だけでなく、町外からもそのような障害をお持ちの方も安心して観光に来ていただくために、改善すべき問題であるというふうに認識しているところであります。

そこで、今後、トイレの全面的な改修の時期あるいは新たな公共施設の建設時に設置する等、時期や工事費や設置場所を考慮しながら検討していくとともに、例えば公共施設でありますみさき公園駅への設置についても、南海電鉄さんの方に要請してまいりたいというふう考えているところでございます。

川端啓子議員 ありがとうございます。

オストメイト対応のトイレの設置については、お隣の阪南市も、近年設置したと聞いておりますし、近隣市町で設置できていないのは岬町だけだと思います。障害者施策の推進のためにも、やっぱり設置できるように、今、南海みさき公園駅にも働きかけると言ってくれてましたので、やっぱり働きかけてほしいなと思いますし、また、まちづくりの寄附条例を制定して、この基金を積み立てることによって、また、こうした施策も実現できるのではないかな。当町は財政が厳しいこともあって、なかなか住民のニーズに沿った施策の実現が厳しいといった現状ですので、その辺をこのまちづくり寄附条例を制定し、とにかく広く全国にも注目を集めて、全国からしてもらうことによって、いろんなそういった皆さんのニーズにもこたえられるんちがうんかなと思うんですけど、その辺について、ちょっと町長どのお考えか、お尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 川端議員の再質問にお答えさせていただきます。

確かに議員ご指摘のとおり、非常にそういった形で、私どもの財政、厳しいところがございます。

しかし、かといってこの岬町に現在住んでおられる住民の皆様、そしてまた、これからここにお住まいになる方々、そしてまた、全国からこの岬町にお越しいただく方々、その方々のために少しでもいい環境での施策を打っていくためには、議員お示しの寄附条例等々、この辺もこういった形で実際にしていくかということころは、各我々担当部局ともう少し詰めていく必要はございませんけれども、そういった資金も有効に使えるような、そして、そういった資金を的確にいい形で使っていく、そういった施策の選択ですね、この辺にもこれから十分努めながら実施していきたいと考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

速やかにしていただくことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

谷本 貢議長 川端啓子君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

初めに、中国四川省での大地震とミャンマー、サイクロンで被災された方々に心から哀悼の意を表するとともに、お見舞いを申し上げます。マスコミの報道を見るたびに胸が痛みます。日本共産党は救援募金などに取り組むとともに、日本が被災者の支援に力を尽くすことを求めるものです。また、四川省の大地震は、岬町にとっても他人事ではありません。町内の施設や住宅の耐震化を早急に図るよう要望しておきます。

この4月から後期高齢者医療制度が始まり、大きな批判を浴びています。原油や穀物市場の高騰によるガソリンや食料の相次ぐ値上げで、住民生活はさらに危機的な状況となっており、政治が果たす役割がますます厳しく問われています。さらに、今回取り上げる大阪府の財政再建プログラム試案のまとめがどうなるのか、予断を許さない状況です。岬町が広がる貧困と格差に歯どめをかけ、住民の暮らしを守る立場で努力を惜しまないよう、初めに求めておきます。

今回は、ごみ行政、大阪府財政再建プログラム試案、小学校の警備員の再配置の3点について質問します。

1点目のごみ行政について質問します。

この4月から粗大ごみ、不燃ごみが有料化されました。ごみの減量化や負担の公平性という名目で有料化が決められましたが、私は、有料化ではごみ問題の根本的な解決にならない、新たな住民負担をふやすべきではないと繰り返し批判してきました。この間、住民の皆さんから、ごみ

の問題についてさまざまな意見が寄せられています。

その1つが、この4月から有料化された粗大ごみ、不燃ごみの中に含まれるガラス類、金属類の扱いについてです。ご承知のとおり、ガラス類は割れた食器や蛍光灯などで小さいものです。また、金属類も鍋や乾電池など小さいものを含みます。このような小さいごみは、500円のシールを張って45リットルのごみ袋に入れて捨てることとなりますが、一般家庭では、45リットルの袋いっぱいになるまで、かなりの期間がかかります。住民の皆さんからは、小さいごみは新聞に包むなどして外から見えないようにし、可燃ごみのときに一緒に捨てられるのではないかという懸念の声が寄せられています。また、頻繁に出るごみではないので、少ない頻度であっても、以前のように無料回収してほしいという声が多く聞かれます。月に1回、2カ月に1回でも無料回収をするべきではないかと考えます。答弁を求めます。

また、ごみの有料化の問題が議論され始めたころから現在に至るまで、住民の皆さんから一貫して寄せられる声として、不法投棄の対策の問題があります。現在は、町の公用車に不法投棄パトロール中というシールが張られているのを目にしますが、具体的にどのような不法投棄対策を行っているのか。また、その実績をお示してください。

ごみ行政の議論の中で、有料化の目的についてただすと、町からは、ごみの減量化という答弁が繰り返されてきました。以前、行財政改革特別委員会の審議の中でも、ごみの蘇生についての資料が出されましたが、紙、布類に次いで、プラスチック類は2割近い多さです。ごみの減量化を図るには、食品トレーなどの廃プラスチックの分別回収を早期に開始すべきではないかと考えます。今後の廃プラスチックの分別回収の時期や実施方法について、お示してください。

2点目の大阪府財政再建プログラム試案について、質問します。

大阪府の橋下知事が任命した大阪府改革プロジェクトチームは、大阪府財政再建プログラム試案を4月11日に発表いたしました。この試案では、1,100億円の削減目標を掲げ、教育、医療、福祉を初め住民の暮らしや安全、健康をなで切りにするもので、住民の暮らしをどう守るのかという自治体としての理念が全くありません。また、ワッハ上方や国際児童文学館、弥生文化博物館など、大阪府にしかできない文化、歴史、教育の施設もつぶし、府の役割を放棄しようとしています。財政再建というなら、府の財政悪化の原因を分析し、解決策を示すべきです。

しかし、試案では、原因に触れず、府民だけに犠牲を強いるという無責任なものです。そもそも大阪府の財政悪化の原因は、90年代に莫大な大型公共事業を押しつけて、大阪府を借金まみれにさせた上、三位一体改革と称して府への財源を削ってきた国の責任、さらに、それを認めてきた歴代オール与党の府政の失敗です。大阪府の試案は、財政再建でも改革でも何でもありませ

ん。

さらに、市町村にとっては府からの補助金や貸付金の大幅な削減により、大阪府によって財政再生団体に陥られかねない状況です。試案がそのまま具体化されれば、府からの助成で賄っている事業のうち、町独自では存続できない事業が数多く出るとは必至です。

今回は、総攻撃されようとしている行政サービスのうち、以下の3つの事業について、仮に試案が具体化された場合、町は今後どのように住民の暮らしや権利を守るのか、質問をいたします。

1つ目は、小学校の35人学級の廃止です。試案では、現在、小学1・2年生で実施している35人学級の制度を来年度から廃止し、40人学級にすることが盛り込まれています。大阪府が35人学級制を取り入れているため、この岬町でも、昨年度は深日小学校で1クラス、今年度は淡輪小学校で1クラスのクラス増となっています。今年度の淡輪小学校1年生を例に見てみると、1年生の児童数74人で3クラスですから、1クラス平均27人という学級編制です。これが仮に40人学級制になると、37人の学級が2クラスできるということになるわけです。27人と37人では10人もの違いが出ます。少人数学級は府の教育委員会の検証でも非常に効果があるとされており、学力の向上やいじめ、不登校の減少など、その効果は多岐にわたっています。少人数学級を他の学年に拡大こそすれ、廃止などとんでもない話です。

この35人学級廃止については、大阪府小学校校長会と大阪府PTA協議会が存続を求める署名活動に取り組み、提出の期限があるため、短期間の取り組みになったとはいえ、岬町内でも4,000筆近い署名が集まったと聞いています。将来を担う子どもたちに、今投資しないでどうするのかという強い批判にさらされて当然です。仮にこの試案が具体化された場合、責任はもちろん大阪府にあるわけですが、岬町は町としての責任があります。岬町では、どのように子どもたちの学習権、教育の機会均等を守るのか、お答えいただきます。

2つ目は、学童保育への補助金の削減、廃止です。学童保育の事業についても、府の試案では補助金の削減、廃止が上げられています。今現在は、小学3年生までの学童の放課後の安全と健やかな成長を守る責任をどう果たすのか、答弁を求めます。

3つ目は、いわゆる4医療、老人や障害者、乳幼児、ひとり親家庭への公費負担の見直しです。現在、医療機関での窓口負担を一月につき1回500円、2回まで負担すれば、あとは無料で受診できるという制度になっていますが、これを1割負担にするというものです。また、障害者や乳幼児世帯の所得制限の強化も盛り込まれています。経済的な支援が必要であるからこそ医療費への公費負担を行っているにもかかわらず、命と健康を守る事業まで切り捨てる。血も涙もない冷たいものであると考えます。しかし、この医療費助成については、さすがの橋下知事も、切迫し

た命にかかわるものは予算計上すると述べ、方針を転換しています。しかしながら、削減を先送りしたにすぎず、撤回は表明していません。

4 医療の助成見直しが行われた場合、町としてどのように住民の命と健康を守るのか、お考えをお示しください。本来、国の悪政から府民を守る役割を果たすべき大阪府が、逆に国の手先となって府民に激痛をもたらそうとしている今、岬町は住民の最後のとりでであります。住民の暮らしを守るという地方自治体の当たり前の役割をどう果たすのか、お答えを願います。

最後に、小学校の警備員の再配置について質問します。

この問題は、前回の3月議会時にも申し上げました。質問の前に、3月議会以降の経緯を簡単に振り返っておきたいと思います。3月議会の委員会審議では、4月からの警備員の廃止のかわりに、学校安全ボランティアの活用及び機械警備を行うと説明がありました。1つ目の学校安全ボランティアの活用については、今、登下校時に通学路に立っていただいているボランティアの方々に、学校の中へも入っていただくことを検討しているとのことでした。2つ目の機械警備については、淡輪小学校の正門をオートロック化するとの説明でした。

その後、1つ目の学校安全ボランティアの活用については、ボランティアの方々に対して、3月30日に説明会が実施されましたが、警備員廃止後の協力については、校内にも来てくださいと言われるだけで、警備員が配置されたときのように、以前の警備員にかわって、校内にボランティアが常駐するという状況をつくるような具体的な協力を呼びかけるものではなかったと聞いています。ボランティアの方からも、学校に来てくださいと言われても、いつ行けばいいのか、また、行けるときだけ行っていたのでは、だれもない時間帯が出ることになるが、それで子どもたちの安全が守れるのかといった声が寄せられています。3月議会で、警備員廃止後の対策として説明されたボランティアの活用については、一定の努力は見受けられますが、結果的には、今現在に至るまで、警備員を廃止したことにかかわる対策は講じられていないというのが現状です。

2つ目の機械警備の問題ですが、説明されたのは淡輪小学校の正門のオートロック化でした。警備員が配置されていたのは、淡輪、深日、多奈川の3つの小学校で、オートロック化の工事をするのは3つのうち1つだけ、淡輪小学校だけだということでした。警備員の廃止後の安全対策として、校門をオートロック化するというなら、3つの小学校でオートロック化の工事を行われなければ説明が付きません。3つの小学校のうち1校しかオートロック化しないという話を聞いた保護者から、淡輪小学校の正門だけオートロック化するということは、淡輪小学校の生徒の命の方が、深日や多奈川の小学校の生徒の命より大事だということかと怒りの声も寄せられています。

さらに、なぜ3校のうち1校しかオートロック化しないのか、担当課に聞いたところ、淡輪小学校は来訪者があった場合、職員が正門まで行かなければ門があげられないが、深日、多奈川小学校は、外からかんぬきを外せば入れるので、職員が正門まで行かなくても済むとの回答でした。忙しい教職員の利便性の向上という点ではオートロック化を否定するものではありませんが、この回答では、警備員を廃止することにかわる安全対策とは言えないことがはっきりしているではありませんか。深日、多奈川小学校では、外からの訪問者が、いつでもだれでも、かんぬきさえぬけば校内に侵入できるということが証明されたにすぎません。

さらにもう1点、委員会審議中の町長の発言です。町長は審議の中で、警備員の廃止については、町のPTAの役員と話し、大阪府や町の予算の状況を理解してもらい、4月から協力していただけるという旨の発言をしています。しかし、その後、PTA役員の方から話を聞くと、昨年秋、町のPTAと町長との懇談のときに、町長に対して、警備員の継続を要望したところ、警備員は継続して配置するとおっしゃったそうではありませんか。そう約束した後で、再度、PTAの役員を急遽呼び出し、警備員の廃止を告げられたと聞いています。

町長は、予算の状況を理解してもらったと発言しておられましたが、あるPTAの役員は、理解ではなく、一方的に言い渡されたと言っています。町長がどう思われようと、話をされた側が一方的に押しつけられたと感じたならば、協力などする気になれないのではないのでしょうか。現に、PTA独自で何らかの安全対策を講じるといった話は耳にはしておりません。

先ほど35人学級の問題で述べた大阪府小学校校長会と大阪府PTA協議会による署名ですが、この署名では、35人学級の継続とあわせて警備員の継続も求めています。大阪府は、試案の中で、現在出している警備員の予算についても削ろうとしており、先ほど述べたとおり、岬町では4,000筆近い署名数が集まっています。

なおかつ、府の予算との関係で申し上げますと、4月の時点では、7月までの暫定予算であっても、警備員に係る予算は組まれていました。警備員の予算は、大阪府と各市町村とで半分ずつ出し合うわけですから、岬町も続けるとなれば、当然、町の予算が必要となります。それでも大阪府が半分出すと言っているときに、うちは警備員を廃止するから補助金は要りませんというのは、どういう見なののでしょうか。この4月から警備員を廃止した市町村は、大阪府下で、この岬町たった1つであります。

以上のような経緯があり、理事者からの説明のごまかしと町長による約束のほごは許されるものではありません。何より子どもたちの安全を経費削減の対象にすること自体が許されません。警備員を継続して配置してほしいという保護者、住民の願いにこたえるべきではありませんか。

答弁を求めます。

質問は以上です。簡潔な答弁を求めます。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは、私の方から、ごみ行政にかかわります3点の質問につきまして、お答えさせていただきます。

ごみ排出量の抑制を図るために、国が示しております一般廃棄物処理の有料化方針に基づきまして、岬町では、ごみの有料化に関する基本方針並びにこれに基づきますごみの減量化及び有料化に関する実施計画を平成18年度に策定いたしまして、ご説明申し上げているところでございます。

この方針に基づきまして、本年4月から、粗大ごみ、ガラス・金属類の不燃ごみの有料化を実施したところでございます。ガラス・金属類のごみの排出量につきましては、平成18年度では約62トン、平成19年度におきましては、有料化前の駆け込みの排出の影響もございまして、約108トンを無料収集したところでございます。

このガラス・金属ごみの中身でございますけれども、これにつきましては市販のごみ袋に入る小型の家電製品や調理器具や家具類などが多くを占めておりまして、これらは長く使用することができる耐久性を持っているため、これらを修理しながら長く使うことによりまして、ごみの排出抑制効果が生まれまして、ごみ減量化を図る有料化の主旨に合致するものと考えておりまして、引き続きまして、不燃ごみの有料に伴います収集制度については、継続してまいりたいと考えているところでございます。

しかし、ガラス・金属類ごみの中には、耐久性が低い瀬戸物やガラス食器などが含まれておりまして、これらが家庭から出ます普通ごみにまぜられて排出されることも考えられまして、今後、家庭からのガラス・金属類のごみの内容や、ごみ焼却場での燃え殻の中身など、十分点検いたしまして、現行の有料収集方式では支障となる課題があれば、見直しを行いたいと考えているところでございまして、今後のガラス・金属類ごみの排出状況などを見守ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、不法投棄対策ですけれども、今年度から、先ほど言いましたとおり、粗大ごみ等の有料化を実施いたしまして、不法投棄されるごみが増加するのではないかと懸念されているところでございます。ごみ不法投棄対策といたしまして、従前から空き地の管理者への注意を促す広報や警告看板の設置などを行うとともに、公共スペースでの不法投棄に対しましては、適宜、ごみを収集し、再発防止に努めているところでございまして、平成19年度におきましては54回、約

22トンの粗大ごみ、不法投棄されたごみを収集したところでございます。

特に、粗大ごみ有料化を契機とする対策といたしましては、ご質問ありました公用車に「不法投棄パトロール中」シールを貼りつけまして、全庁的に常時パトロール体制をとるとともに、今回、各財産区のご協力のもとに、監視カメラを不法投棄多発区域に設置することとしております。

今後の取り組みといたしましては、不法投棄パトロールシールを多く印刷いたしまして、議会の皆様方、また自治区長様や、また郵便局のご協力を得まして、監視活動の強化をしたいと考えているところでございまして、また、カメラ等につきましても、今後、抑止効果の検証、また増設などを検討いたしまして、地域ぐるみでの監視・啓発体制を構築したいと考えているところでございます。

次に、廃プラスチックの分別収集の問題でございます。これにつきましては、以前から、普通ごみの有料化導入に当たりましては、まず、粗大ごみなどの有料化を、また、ペットボトル、廃プラスチックごみの分別収集を行うことによる減量化効果を踏まえまして、有料化を実施する方針であるということ、従来から説明申し上げているところでございます。

この廃プラスチックごみの分別収集を早期に実施したいと考えているところでございまして、この実施時期等につきましては、本年度に実施いたします旧ごみ焼却場を解体した跡地に建設するリサイクル施設におきまして、廃プラスチックごみの圧縮・こん包作業を行いたいと考えておりまして、これらの整備時期から、平成21年度を目標に分別収集を開始したいと考えているところでございます。

しかしながら、この廃プラスチックごみの分別収集及びリサイクルには新たな収集経費が、また、リサイクル施設にかかわります運営経費などが必要となるため、本町の厳しい財政状況を踏まえまして、できる限り、新たな財政負担が生じない方向で検討し、そして進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 中原議員のご質問のうち、小学校35人学級の廃止についての部分と、それから小学校の警備員の配置についての2点、続けてお答えさせていただきます。

35人学級編成導入のねらいは、文部科学省が平成15年度、きめ細かな指導を行うため、40人を下回る学級編成を認め、大阪府教育委員会においては、平成16年度から段階的に少人数学級を編成し、平成19年度からは小学校1・2年生の35人学級を完全実施しました。

小学校1・2年生は、学校生活の基礎を築く重要な時期であることから、きめ細かな指導の充

実を図るため導入しました。35人学級編成導入により、学習面、生活面において成果が見られるようになりました。子どもたちが落ちついて学校生活を送れる、子どもたちとの接触時間がふえ、良好な人間関係が築かれる、教師の児童に対する見方や接し方が改善した、子ども同士のトラブル、けんかが減ったなど、成果が上げられております。低学年では、特に家庭との連携が必要であり、小学校では一人一人と対話し、心の安定を促すためにも、少人数学級が望ましいのは明らかであります。

報道によりますと、PT案で廃止が提案されておりましたが、知事は来年度以降も継続する方針を固めたとのこと。今後とも、1・2年生だけでなく、35人学級の拡充を、府の正式な発表等あるいは議会の決定等を見ながら、さらに要望を続けてまいりたいと思います。

続いて、小学校の警備員配置についてでございます。近年、子どもたちをねらった犯罪が、全国各地で起きており、平成13年、大阪の池田小学校の児童殺傷事件初め、近隣では、平成15年5月20日に熊取町において吉川友梨ちゃんの事件など、住民に不安を与えるニュースが絶えません。

平成19年の警察発表(1月から12月まで)によりますと、大阪府内で、子どもたち(16歳未満)の被害情報件数は1,643件、そのうち痴漢367件、公然わいせつ402件、声かけ事案538件、その他336件となっており、被害発生場所としては、路上1,251件、公園179件、共同住宅141件、その他72件となっており、いずれも学校外で生じております。また、泉南警察署管内では、被害情報件数22件のうち、痴漢13件、公然わいせつ1件、声かけ事案7件、その他1件となっており、被害発生場所としても、いずれも学校外で発生したものであります。岬町では、子どもたちのこのような被害情報はありませんでした。しかし、直近事案としましては、5月27日に堺市で下校中の小学生の女子に対する声かけ事案も発生しております。このように、子どもたちの被害情報及び被害発生場所等を見ても、登校・下校及び塾帰り等に子どもたちが被害に遭う機会が多いものと考えられます。

本町教育委員会では、子どもたちをこのような犯罪から守る取り組みとして、各PTA・防犯委員会を初め8団体の皆様と地域住民との協働による安全で安心なまちづくりを目指し、地域防犯活動の一環として、学校安全ボランティアを立ち上げて、地域に監視の目を光らせることにより、犯罪の予防、抑止に努めています。

また、平成19年度から学校外での子どもたちの安全対策に重点を置くため、現在、防犯専門官をスクールガードリーダーとして1名を配置し、防犯対策としての地域パトロール、学校内パトロールを行っておりますが、平成20年6月より、このガードリーダーの補佐として、もう1

名を増強していきます。また、平成19年度より、防犯委員会及び青少年指導員協議会のもとで、毎週金曜日の夕方に青色防犯パトロールカーによる巡回を行い、子どもたちの見守りを中心として、町内パトロールを実施しています。

一方、各学校、幼稚園内の子どもたちの安全対策として、平成20年3月に淡輪小学校の正門に児童オートロックを設置し、各学校・幼稚園内での不審者の侵入を防ぐ対策を済ませております。このことにつきまして、先ほど議員が、深日小学校、多奈川小学校の分にも機械警備、自動オートロックをつけるべきではないかというご指摘がございましたが、深日小学校、多奈川小学校のインターホンは、画面によってその人物が確認できるというシステムになっておりまして、淡輪小学校についてはインターホンのみでございましたので、インターホンを押して、必ず職員が出て門をあける必要があったと。したがって、淡輪小学校の門が不十分であったためにオートロック化したところでございます。また、各学校、幼稚園の用務員に執務時間中において、学校安全ボランティアのユニホームを着用していただくことにより、不審者の侵入防止の抑止力になるとも考えております。また、不審者対策の一環として、訓練を毎年実施しております。

今回、議員ご質問の件につきましては、当教育委員会でも、子どもたちが安心して教育を受けられる安全で安心な学校及び地域を確立するため、努力してまいり所存でございますし、また、先ほど議員が町Pの役員から町長への要望があって、それを町長が約束したというふうにご指摘ございましたが、この要望につきましては、あくまでも町長と、それから町Pの懇談という位置づけでございまして、正式に申し入れて、それを約束するという性質ではないというふうに位置づけた上で、町Pと面談していただいているものでございます。

もちろんその席で、町長の方から、府の補助金が継続されれば、本町としても継続をしていきたいという言葉があったわけですが、そのことを果たせないと判断された時点で、町Pの役員とも懇談しておりますし、また、新しい役員の方とも懇談の機会を設けるべく、町Pに現在申し入れているところでございます。

今後とも、各PTA、防犯委員会を初め関係団体の皆様と地域住民の皆様の皆様のご協力のもと、未然防止に努めてまいりたいと思います。

以上です。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 時間がありませんので、ポイントだけ述べさせていただきます。

学童保育事業と4医療費公費負担助成事業の今後についてですけれども、まず、今回公表されているPT案は大阪府全体の案ではないということと、大阪府は、今週中にも大阪維新プログラ

ム案というものを決定するというふうに聞いております。その案をもとに、20年度の予算もそれを反映させるというふうに聞いておりますので、PT案の案が一定修正される可能性があるということです。それから、7月には府の臨時議会で、その修正された案がどう評価されるのかというような段階もあるということで、今の段階で実施されたらという仮定形で事業をどうするのかということ述べるのは適当ではないのではないかとこのように考えております。

以上です。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 中原議員の質問の中で、私に関連するところだけご答弁させていただきます。

議員の設問の中で、町長が呼び出して、一方的に告げたとようなご発言がございましたけれども、私が呼びつけたことはなく、町Pさんの方からの面談の要望があって、それに私がこたえたということが事実でございますし、約2時間近くの協議を重ねた結果、お願いをしたということでございますので、その場ではご理解いただけたと。約1名の方は何も発言せずにおられて、その後、いろいろおっしゃっているのかもしれませんが、全体の中では2時間近くの協議の中でご理解いただけたという認識をいたしておりますので、議員がご質問いただいたように、私が一方的に呼びつけて、一方的に伝えたという事実はないということだけ答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 大きな1点目のごみ行政について、再度意見と質問をしたいと思います。

まず、1点目の粗大ごみ、不燃ごみの無料回収を1カ月に1回、また2カ月に1回など少ない頻度でも構わないので、再開してもらえないかという住民の声について質問をした問題について、再度質問をしたいと思います。

少し角度が変わりますけれども、ペットボトルの回収について考えたいと思っております。ペットボトルについては、一昨年は、淡輪と深日の一部のモデル地域のみ、2週間に1回、回収していたと。昨年度から全地域にわたって、1週間に1回、回収となったということで、これについては分別によるごみの減量につながると考えておまして、評価できるというふうに考えておりますが、1週間に1回までの頻度が必要なかどうかということについて、以前から、住民さんからも多く意見が寄せられていたところであります。このペットボトルの1週間に1度というところまでの、毎週、回収しているわけですが、これのうち、例えば1カ月に1回でも不燃ごみやガラス類等の回収に回せないのかということについて、ご検討をいただきたいというふ

うに思います。今現在、ペットボトルの回収状況、特に週に1回という頻度での回収がどうしても必要であるという状況であるのかどうか、お聞かせいただきたいといます。

それから、廃プラスチックの回収については、町の方としても、早期に回収を始めたいということでありましたので、早くに始められるように努力をしていただきたいというふうに要望しておきたいといます。ただ、その際に、先ほどの答弁の中で、新たな財政負担が生じないようにという発言がありましたので、町にとって新たな財政負担が生じないという意図だったと思いたすけれども、住民に対して新たな負担が生じるということがないように、その点については要望しておきたいといます。

それから、3点目の不法投棄についてですけれども、いろいろな努力を始めておられると。また、今後も進める予定であるということが答弁の中で語られたところでもあります。その中で、公用車に「不法投棄パトロール中」のシールを貼っているということで、全庁的に、常時パトロールしているということになるというような答弁が今言われましたけれども、常時というのは24時間という意味でしょうか。このシールの問題については、住民さんから意見がありまして、あのシールを貼っていること自体は結構だということで、評価を受けているところでもありますけれども。あれを貼った車が、例えばシフトを組んで、不法投棄されがちなところを回っているとか、そういうことになっているのかということについて質問を受けたところでもありますので、その点について、パトロール体制ですね、この点について、再度お答えをいただきたいといます。

ごみ行政についての再質問は以上といたします。

大きな2点目の大阪府の財政再建プログラム試案についてですけれども、35人学級の問題につきましては、成果が見られるというお話もあり、橋下知事も方向転換をしたという報道があったということですので、最終的な本格予算の編成、また議決を見守りたいといますけれども、このことについても後退することがないように、改めて強く求めていただきたいといます。

学童保育や4医療について答弁ありましたけれども、今の時点ではわからないということで決定されていないものについては、検討できないということが事実でしょうけれども、岬町にとっても、もし試案が具体化された場合、一気に再生団体に転落してしまうということでもありませんし、また、住民の命や健康が守れないという状況になりかねませんので、これらの問題、またそれ以外の問題につきましても、府に対して撤回を強く求めるようにということを要望しておきたいといます。

それから、大きな3点目の小学校の警備員の再配置の問題についてですけれども、これは警備員の廃止をしたということに伴って、いろいろな努力をしてきているということが答弁の中で語

られました。答弁の中で、オートロック化の問題について、1つお聞きしたい点がございませう。オートロック化をどうして淡輪小学校だけにしたのかということについて言及されたわけですが、深日、多奈川小学校のインターホンは、画面上で人物が特定できると。恐らくインターホンの機械について、丸いやつやと思うんですけどもね。淡輪小学校にも、たしか同じものがあつたと私は記憶しているんです。インターホンに丸いのがついててというのは、あつたのではないかなと思うので、ちょっとその辺について事実の確認をしたいと思ひます。

そして、インターホンで人物が特定できるということでありませうけれども、それは範囲がかなり狭い範囲だと思ひますよね、画面で。インターホンにひついているカメラを通して人物を特定するということでしたけれども、そのカメラに映る範囲としては、かなり狭いものではないのかなというふうに考えております。不審者がもしあつた場合、わざわざピンポンと鳴らして、カメラに自分の顔を見せて入ってくるということは考えられないわけでありませうから、インターホンで画面が確認できるということであっても、それは非常に不十分であるということをおし上げたいと思ひます。その点について、ご回答がありましたらご答弁いただきたいと思ひます。

それから、町長の方から、町長と町のPTAとの懇談のことについて、町長の方からも、岡田部長の方からも発言がありました。岡田部長の方からは、この懇談については正式なものではないということでありませうけれども、町のPTAという任意団体と町長が会うと。その場で発言されたことについては、正式か不正式かは別といたしまして、政治的な責任は重いというふうに考えておりますので、それについては正式なものではないから、どんなことを発言しても構わないというようなものではないというふうに考えるべきだと考えております。

それから、町長の方からは、呼び出して、一方的にということではないというふうにお答弁がありましたけれども、私が申し上げている、呼び出してという表現をいたしましたのは、1回目の懇談のことではなくて、その後の訂正をするということについての話し合いのことについて、呼び出したという表現をさせていただきました。こういう表現をどうして用いたのかと言ひますと、当時のPTAの役員の方からお話を聞くと、こんな大事な話であれば、もうちょっと時間的な余裕を持って招集をかけていただきたいと。そうするべきだと。なおかつ、約束されたことを翻すというような中身であるならば、必ず役員全員がそろふような状況をつくってもらって、話をするべきだということをお主張されておられたんですね。2回目の話については、PTAの役員のうち数名しか日程があわずに出席できなかったと。こんな大事な話だったら、きちんとみんなが集まれるように招集してもらいたいということをおっしゃっておられたので、私の方からは呼び出してという表現を使わせていただきました。このことについても反論がおありでしたら、

ご答弁をいただければと思います。

今いろいろと努力についても、釈明についてもいろいろと語られたところでありますけれども、子どもを守るということについては、町が行うべき最低限の仕事であるというふうを考えております。財政が厳しいという理由で削れるものと削ってはならないものがあるというふうを考えております。

経費につきまして、財政面から見ますと、前もって資料をいただいていたところでありますけれども、警備員に係る経費については、2005年度は約400万円、2006年度、2007年度は約200万円と。2007年度については200万円を下回る経費がかかっているということでありました。この200万円という金額は賃金に当たるわけですがけれども、この200万円という金額だけを見た場合、今年度の一般会計の予算総額63億2,000万円の0.03%にすぎない額であります。どうしてこの200万円が出せないのか、納得のいく説明をいただきたいと思っております。

以上について、お答えを求めます。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは、ごみ行政の問題につきまして、再質問についてお答えさせていただきます。

まず、不燃ごみの無料収集の実施なんですけれども、これにつきましては、先ほど言いましたとおり、有料化の必要性につきましてお答えさせていただいたところなんですけれども、やはり耐久性の低い、ご指摘ございます瀬戸物とかガラス類等につきましては、やはり家庭の一般ごみの中に、あわせて排出される可能性も十分ございますので、今後、有料で収集されてまいります不燃ごみのごみの中にとか、あと、瀬戸物等につきましては、焼却いたしましても原形が残りますので、燃え殻の状況などを見まして、今後、その内容を十分検討させていただきまして、今後の課題となる状況がまいましたら、そのときにこの回収等につきましても検討させていただきたいと考えておりまして、現行の有料化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ペットボトルの問題でございますけど、先ほど言いましたように、18年度にはモデル地域におきまして、隔週、月2回実施してまいりまして、平成19年度から、全地域を月1回収集したものでございます。これの改正の理由といたしましては、容器リサイクル法に基づきまして、ペットボトル、廃プラスチックなどのごみ、こういう容器包装ごみについては市町村の方で分別収集をして、また、リサイクルしなければならないという、義務化されておりますので、その1つとして実施したものでございまして、この収集量でございますけれども、平成18年度

は20トンでございましたけれども、平成19年度におきましては、その倍増の43トンを収集して、リサイクルに回したところでございます。

その収集頻度等の問題については、夏場等については確かに多く、冬場には少ないというご意見もいただいておりますけれども、ご質問にございました廃プラスチックごみの分別収集につきましても、引き続き実施する予定でございますので、それらのペットボトルと廃プラスチックごみをあわせた形で収集するのも1つの方法かと考えておりました、それらにつきましても、今後検討を重ねてまいりたいと考えておりました、ペットボトルにつきましても、現行の体制で進めてまいりたいなど。そしてまた、廃プラスチックごみにつきましても、それにあわせて実施してまいりたいと考えているところでございます。

そして、この廃プラスチックごみの分別収集におきまして、収集経費等の財政負担等の問題も発言させていただきましたが、これにつきましても、住民の方には分別収集をしていただくだけで、あとの収集等については、すべて無料で行う予定をしておりますので、これについては改めて発言させていただきます。

それと、不法投棄対策で公用車のシールの件でございますけれども、これは全庁的に、常時パトロール体制という形でご報告申し上げましたけれども、これにつきましては、あくまでも公用車を利用したときに、その公用車が不法投棄のパトロール車として兼用しているという意味でございまして、公用車だけで不法投棄パトロールを専属に使うという意味ではございませんので、いろいろ町内、公用車を利用する機会がございますので、そのときにパトロール車として位置づけいたしまして、本来の仕事にあわせまして、不法投棄についてもパトロールしていただくと、そういう趣旨でつけさせていただいたものでございまして、これにつきましては、今後、多く印刷いたしまして、皆さん方のご協力も得たいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

谷本 貢議長 教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 中原議員の再質問にお答えします。

今、確認しましたところ、淡輪小学校のインターホンにも画面がついていたということでございまして、訂正させていただきます。

淡輪小学校の分が、なぜオートロック化をする必要があったかというふうに申しますと、観音扉で、その観音扉を閉めているのが番号キーで閉めていたということで、来訪者がインターホンで訪ねたとして、職員が必ず出てこなければいけないというのは、その番号が広まったらかぎの役割を果たしませんので、職員があけなければいけなかったということでございます。

深日小学校と多奈川小学校については、小さな門と大きな門がございまして、小さな門については、インターホンで連絡して、本人を確認したら小さな門のロックを外すと。そうすると、小さな門から入って、大きな門のかんぬきを中からあけて、車だったら車を入れることができる。また、車でなかったら、インターホンで確認をしてオートロックを外すことができると、こういうことが整備できておりましたので、淡輪小の番号キーの番号を管理するというふうな面で、オートロック化をする必要があったということでございます。

訂正をさせていただきます。

続いて、子どもを守る最低限のことをなぜ削ったのかと、そういうご質問についてでございますが、冒頭説明させていただきましたように、学校のうちと外であったら、学校の外を総合的にさまざまなボランティアあるいは青少年指導員さん初め、さまざまな団体のご協力を得て、そしてまた、スクールガードリーダーを増強して、外を守ることが子どもたちの安全を守ることに繋がっていくと、そのように判断したということをおし添えたいと思います。

なお、町長が呼びつけたということについてですが、これについては、町Pから町長に会いたいという申し入れがあって、そして町長の日程を、教育委員会に事務局がございまして、日程調整をしたということございまして、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

以上です。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 再度、私の方からご答弁させていただきます。

まず、今、教育部長の申したとおりでございますが、もう少し補足させていただきますと、例えば深日の小学校、これも私が行きましてインターホンに顔を映して、町長の石田でございましてと言うと、職員室の方から、わかりましたという形で解除していただく。だから、解除がなければ幾ら顔が確認していただいても、自分であけることはできないというシステムでございますので、その辺、ご理解もう一度賜りたいと思っております。

そして、二度目の会談、これも先ほど教育部長が答弁したように、町Pさんの方の要望があって、日程をとらせていただいたというところでございますので、呼び出したことはございませんし、そのときに代表の方から、せっかく日程とってもらったのに、出席者が急に減って申しわけございませんということのお話があって、協議がスタートしております。

その中で、先ほどの答弁、最初の答弁の中で、教育部長の方から、正式なもんじゃないということだったんですが、これは正式に議事録を交わしたとか、要望書を交わしたりとかいうことがない部分では、そういった形式でございますが、それぞれ書記の方も含め、あるいは会長、来ら

れた方はその方がメモをとっておられて、その中で1人の方だけが、町長、前回、こんな言うたん違うかというような発言があり、ただ、2回目の会談で、出席したそのほかの方全員が、町長はそんなこと言うてないやんか、うちのメモにも書いてないよという形で否定をされ、その方は、それ以後、ご発言なくお帰りになったという経緯等もございまして、決して、私が一方的に通告だけをしたという事実は再度ない。

そしてまた、前回、3月議会の会期中にいろいろご質問、ご指摘ございまして、私の方から、再度、町Pの皆さんの方に会合を、逆にこれは呼びかけさせていただいております。ただ、それがまだ日程等の都合で、いついつという調整がついてないという事実はございます。もし、これが私から呼びつけているということにつながってくるのであれば、これは私の方から、確かに町Pの皆さんの方に、再度協議をしたいと、させていただきたいという要請はさせていただいているということでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。あと1分でございます。

中原 晶議員 1分ですか。残り時間が少ないので、重ねて要望したい点のみ触れたいと思います。

ごみ問題については、いろいろとお話もされて、ちょっと時間が足りないところでありますけれども、やはり以前から申しておりますけれども、住民の皆さんからの協力というのは、1つの大きな決め手になりますので、不法投棄につきましても、多くの目で環境を守る視点から協力を呼びかけるというような啓発を行うなど、住民の皆さんの協力を一層啓発していただきたいと思っております。

また、このごみ行政については、来年度からの普通ごみの有料化を検討しているというふうに聞いておりますけれども、有料化によるごみの減量ではなく、分別を一層進めることでごみを減らすべきであるということを改めて再度申し上げておきたいと思っております。

それから、最後の警備員についての問題ですけれども、町長からもいろいろと発言があり、私自身も事実の経緯を確認したい点もございしますが、どんな理由であったとしても、子どもたちの安全を切り捨てるということは許されないということは、改めて厳しく申し上げておきたいと思っております。

大阪府下で43団体がありますけれども、その中で、今年度からの警備員の廃止を行ったのは岬町1つだけだということは先ほど申し上げましたが、ほかに2つ、大阪府の補助金を受けていないところがございます。岸和田市と豊能町でありますけれども、岸和田市は独自の単費で有償

ボランティアによる警備を行っていると。能勢町については、オートロック化するとともに、監視カメラも設置しております。より広範囲における警備を機械によって行っているということでありますので、その点についても改めて警備員の再配置を強く求めて、終わりたいと思います。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、明日、6月4日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後0時33分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年6月3日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 竹 内 邦 博

議 員 川 端 啓 子